

災害等緊急時における緊急・救援輸送
に関する協定書

令和7年12月5日

高知県

中日本航空株式会社

災害等緊急時における緊急・救援輸送に関する協定

高知県（以下「甲」という。）と中日本航空株式会社（以下「乙」という。）は、乙の保有する回転翼航空機による緊急・救援輸送について次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、豪雨、洪水、豪雪、高潮、地震その他異常気象により自然災害が発生した場合あるいは武力攻撃事態等の危機事象が発生した場合等緊急時（以下「災害等緊急時」という。）において、甲が乙所有の回転翼航空機を使用して応急対策に必要な物資又は人員の輸送等を行う場合に必要な事項を定めるものとする。

（運航要請）

第2条 甲は、災害等緊急時において、必要があると認めた場合には、次の内容について乙に対して回転翼航空機の運航を要請することができる。

- （1）物資の輸送
- （2）人員の輸送
- （3）その他、必要とする事項

2 この協定において、甲が使用可能な回転翼航空機の機数は、原則1機とする。ただし、甲が複数の回転翼航空機の使用を求める場合は、甲乙別途協議のうえ定めるものとする。

（運航要請に対する措置）

第3条 乙は、前条の規定により要請を受けた場合は、通常業務、気象状況等により運航に支障がある場合を除き、速やかに回転翼航空機を出動させるとともに、その対応状況について甲に連絡するものとする。

2 乙は、甲の要請に従い、甲の目標達成のために誠実に協力するとともに、運航の安全確保に万全を期す。また、乙は可能な限り、甲の要請を承諾することに努めるが、乙の都合により、甲の運航要請を拒絶することができるものとし、甲のために航空機を運航することの義務を負わないものとする。

3 甲は、回転翼航空機及び要員の拘束を伴う占有権を有しない。

4 甲は、乙に計画を十分に説明するとともに、乙の意見を尊重し、安全運航に協力する。

5 搭載物資（物品）の航空機への積み下ろしは甲の責任において行うものとし、乙は甲の要請に従い、可能な限り機体内部の装備変更及び固縛作業等を行う。その際、乙は安全管理を行い、甲は乙の指示に従うこととする。

（運航時間及び運航時の指揮）

第4条 運航時間とは航空機が発進して停止するまでの時間とする。

2 運航中の回転翼航空機の運航コースについては、甲が乙に対して指示するものとする。

3 機長が回転翼航空機の運航上重大な支障があると認めるときは、乙は、甲の指示によらず航空機を運航させることができる。

4 甲は、航空機の安全・円滑な運航を図るため、甲が設置する航空運用調整班に乙の連絡要員を派遣することを依頼するものとする。ただし、乙は連絡要員の派遣が困難な場合は、航空運用調整班と運航に関する必要な調整を適切に実施するものとする。

5 運航時間は、原則日の出から日没までとする。ただし、災害等に起因し、かつ日没時間中に運航しなければならない場合は、甲乙が別途協議して定めるものとする。その際、空港又はヘリポートの運用時間、操縦士の運航可能時間などに配慮するものとする。

（運航時の回転翼航空機の基地）

第5条 運航時の回転翼航空機の基地は、名古屋飛行場とする。ただし、甲からの要請や、災害等により基地からの離陸が困難な場合は、他の空港又はヘリポートから離陸することを可能とし、これに要した費用は甲乙別途協議のうえ定めるものとする。

（訓練等）

第6条 甲は、乙に対して防災訓練等への参加を依頼することができるものとする。

2 乙は、前項の依頼を受けた場合は、参加の可否を検討し、その結果を甲に回答するものとする。

（経費の負担）

第7条 第3条第1項の規定により出動した回転翼航空機の運航費用については、甲の負担とする。なお、費用及び支払い方法については、別途定めるものとする。

（損害賠償責任）

第8条 運航の実施又は空輸にあたり、乙の責めに起因する理由により甲の職員及び甲の指名した搭乗者に与えた損害については、乙は法令に基づき損害賠償の責めを負う。ただし、甲の故意又は重大な過失による場合や、戦争、暴動、テロを目的とした行為、公権力の行使、ハイジャック、悪意による加害行為等による損害についてはその限りではない。

2 乙の故意又は重大な過失により、甲の職員及び甲の指名した搭乗者が、搭乗中又は乗降中に被った損害については、次の基準を限度として、賠償の責に任ずる。

（1）死亡又は傷害に対しては、搭乗者1名につき1億円を限度とし、社会通念上妥当とされる金額とする。

（2）身回り品及び持ち込み品の滅失、毀損に対しては、甲乙協議のうえ搭乗者1名につき15万円を限度とする。

3 甲の故意又は重大な過失により、乙に損害を与えた場合には、甲は乙に対して法令に基づきその損害について賠償の責めを負う。

4 天候不良、航空機の突発的不具合、航空機の手配不可能等、乙の責めに起因した場合を除く理由により、乙が航空機を飛行させることができないと判断した場合には、

乙は航空機を飛行させる債務を免れ、甲は乙に対して、何らの損害賠償を請求することはできない。

5 甲は、この協定に基づく乙による甲のための運航に先立ち、甲の指名した搭乗者に、本条の定めと同一の内容を確約させるものとする。

6 甲のための航空機の運航に起因する甲の物資（物品）に生じた損害に対しては、乙は賠償の責めを負わない。ただし、乙の故意又は重大な過失による場合はこの限りではない。

（不可抗力による損害賠償）

第9条 地震、台風、津波等の天変地異、戦争、暴動、内乱、テロ行為、重大な感染症の感染拡大、法令・規則の制定・改廃、公権力による命令・処分その他政府の行為、争議行為、乙による運航に不可欠な供給の乙の責めによらない断絶その他不可抗力による天災により被った損害は、甲乙共に自己責任で処理し、互いに賠償を求めない。

（連絡責任者）

第10条 甲及び乙それぞれに連絡責任者を定めるものとする。また、甲及び乙ともに連絡責任者に変更が生じた場合は、その都度、文書で報告するものとする。

（秘密の保持）

第11条 甲及び乙は、業務遂行上直接若しくは間接に知り得た秘密を外部に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。この業務が終了した後3年間においても同様とする。

（協議）

第12条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、甲及び乙が協議して定めるものとする。また、事情の変更等によりこの協定を変更する必要があるときは、甲乙で協議し、双方合意のもと、変更協定等によりこの協定の内容を変更することができる。

（専属的合意管轄）

第13条 甲及び乙は、本契約又は本契約に関連して裁判上の紛争が生じたときは、訴額に応じ、甲の所在地又は乙の本社所在地を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所をもって、第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

（協定期間）

第14条 この協定期間は、協定締結日から1年間とする。ただし、この協定の有効期間終了前1か月までに甲乙いずれからも別段の意思表示がない場合は、期間終了の日から1年間この協定は更新され、以降同様とする。

附 則

1 この協定は、令和7年12月5日から適用する。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙がそれぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和7年12月5日

甲
高知県
高知県知事

乙
愛知県西春日井郡豊山町大字豊場字殿釜2番地
中日本航空株式会社
代表取締役社長